

燕
石
襍
志

弓
伍

- | | | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------|---------------|---------------------|---------------------|----------|
| 一 俗
元方 | 二 田
之
悵 | 三 奇
異 | 四 縣
神子 | 五 塞
翁馬 | 六 相
撲取
黑
船 | 七 西
鶴 |
| 附 羽
川
除
重 | 八 實
語
教 | 九 我
未也 | 十 天
祿
獸 | 十一 伊
豆
の
海 | | |

卷
之
五
上
止

15
1493
5



門 45
號 1493
卷 5

養石雜誌卷五之上冊

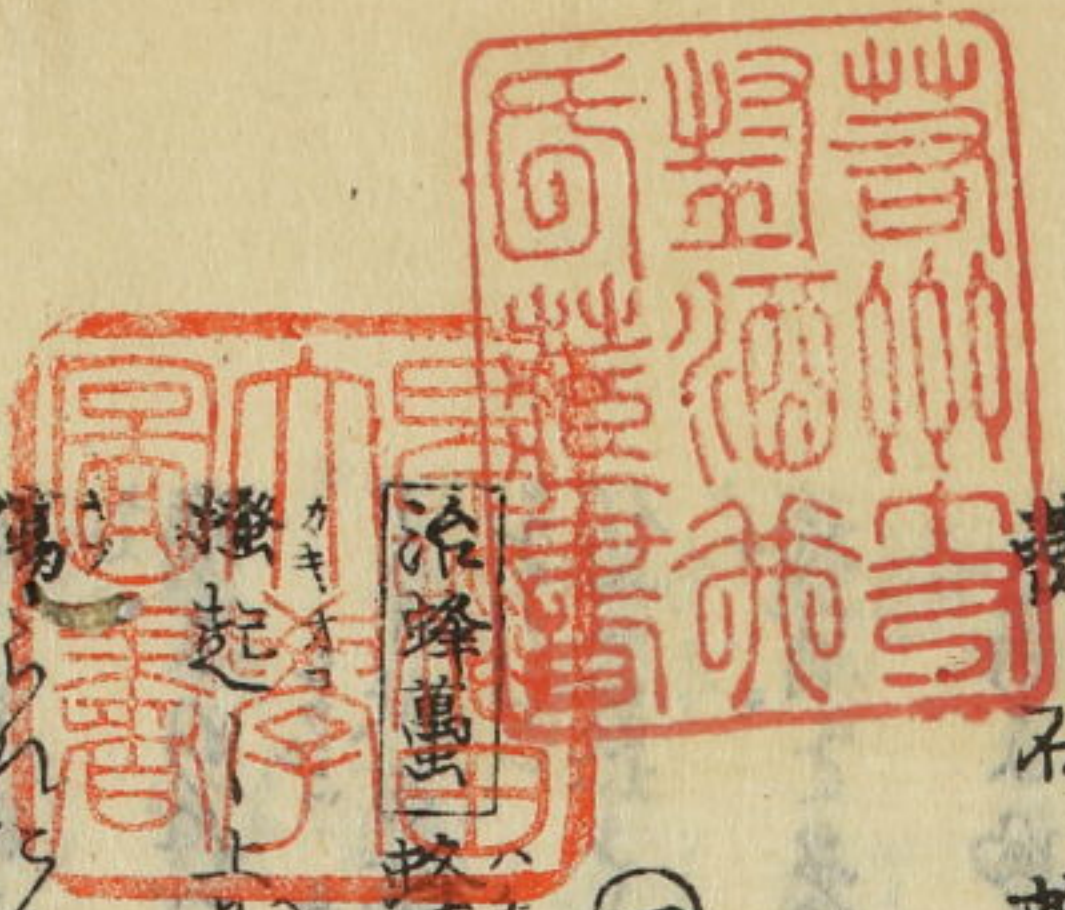
江戸

養益軒

龍澤解

瑣吉述

① 俗咒方



治降靈 此より痛楚の如く伏せらるる小石の半ハ土中より出ると
 傷られたるを冷水を汲て傷られたる処を浸しぬれぬハ毒汁は漬り
 その毒瘻の上より急な蝦蟇湯 蝦蟇一枚 去首尾 用ひて 活るる 蝦蟇
 と捕その股の肉を食へばその毒の如く速に大蛇狗犬の毒も人禽獸怒り
 とらぬ必毒あり猫鼠鶏の類も毒を食へば毒を捕へる 牡雞の鬮
 但犬毒を腫しとく嚙むとく毒瘻は痛深く人にも療治等難し
 その毒昔月に至り再發し終に命を墮とりのあり或は狂乱し物事

早稲田 十巻 図書館
昭和 35. 2. 1 文
書

打つておろす所の痛随々散どり痛止さるる所の錠をとりておろす所へ釘の先
をさすべし

○ ○
蛇蛇及蝮蝎

裏
三毒泉原崩
腎結變廻

上色の梵書



打つておろす所を用ひ錠を洗ひ浄むべし凡貼する所二十三日齒の痛全くと
後發の河へおろす所は俗児といふも予往々試るる験あり又蒸すも薑
一と齒の虫をとる方あり亦家ありあり齒の患を除ぐべしおろす所
あり人子授けし養齒方あり蛤の肉を去その一隻の貝へ塩をばか
亦一隻の飯をつめ合さし火中へ投じ焼果て後搗出さし搗碎れぬ飯
もこきりて齒を磨きおろす所熱を去る老後齒の脱ると痛むる蛤
の殻を獲ざるとしの青竹の節をとる五六寸截とり筒の中へ塩を

先筒ともいへば搗碎れぬも亦翠実をとるるを塩に和し搗碎れぬも
すそ松葉塩とりおろす所蛤の功竹と松とを搗きりて齒の弱年
自愛すべし予著述の書より予年甲子より齒二枚を脱し先との脱
不浴糸切齒と唱りおろす所おろす所時好くおろす所當碎れぬ
強或ハ索齒の脱れ隨ひ刃を用ひて磨きおろす所の損初老の今に至
るまでおろす所おろす所おろす所おろす所おろす所おろす所
弱年の蔽るる茶餅の效驗ハ患のとりあり老後の艱生の弱官の時
自記しおろす所おろす所おろす所おろす所おろす所おろす所
強乾はすそ二十三日おろす所おろす所おろす所おろす所おろす所
糊と和されを附せおろす所利芽を授けられの高坂彈正のおろす所
とて試す柱の釘をさす所の件のおろす所おろす所おろす所おろす所
ぬ許おろす所の予いふ所を治火傷湯火は傷られたるおろす所おろす所

此の毒を数回とればその痛を止むるに愈々速はるべし又鱧魚の水も効あり
又鱧魚の水を飲めば鱧樹王如未授音行持北方壬癸禁火大法鱧樹王如未授
是北方壬癸水斬除天下火星辰必降急急如律令と咒畢ふは眞武印
を握りしを吹れ冷水少許を以て洗へば少くも足を焼くこと少くも瘡を
見し手種 **水溺急解** 夏月水に溺るる者扶めしむる時
胡瓦を切りぬき盆に置く搗碎れ固めしその人の鳩尾に押當布りて
その上をあらと結びしめ逆さゆより引よるは腹中にある水を悉く吐くやうに
ふ臥さしき藁の火をく煖まると即活 **泡瘡洗湯** 小児の泡瘡を
その湯に浴せしめ茶湯 桃枝一本 長サ一尺五寸 桑枝一本 尺寸長 陳皮 四枚 綠豆
三枚 黑豆 三枚 椒殼 四枚 牛蒡子 四枚 紅花 四枚 右水三升入一升又煎す
小児に浴せしめ空ゆき瘡瘡の流行る瘡を浴せしめ必効あり

解魚毒 堅魚類の類その毒に當られし者推茸を水裏に煮し腹を
此の毒を解す其毒酷くかざるとれば黒砂糖を嘗るも効あり河豚を食てら
るもの蘆根を水煎し用し其の毒を解亦右膏を霜とく腹を
敷わす或は槐花末を水調し或は龍腦水或は至宝丹或は椒櫚子とんば
單まゝ凡前坊ホの風薬を腹に敷く河豚を食へば即死 **治病舟者**
よしく沈頭で醒るもの大魚の胃中より取りしものを化せざる小魚を
煮き腹を焼く即効あり凡水行を食するもの己とをゆき新葉を
ゆき先潮を掬て吹れ少許これを飲ばその病は遠くはるもの
大葉を焼く其底灰封すことかきとるは数回すれば病は堅くする
こと通せぬは痛く又草鞋に傷らるは高涼の俗事を防風細
辛草烏 一両用 右細末とすり鞋底草履に糝水をしりしを
速行しすは痛く **避煙** 火災にあはるもの蘿蔔をばし
此をば煙は咽ど亦火燭より煙は咽ど花より中 蘿蔔の

此の毒を数回とればその痛を止むるに愈々速はるべし又鱧魚の水も効あり
又鱧魚の水を飲めば鱧樹王如未授音行持北方壬癸禁火大法鱧樹王如未授
是北方壬癸水斬除天下火星辰必降急急如律令と咒畢ふは眞武印
を握りしを吹れ冷水少許を以て洗へば少くも足を焼くこと少くも瘡を
見し手種 **水溺急解** 夏月水に溺るる者扶めしむる時
胡瓦を切りぬき盆に置く搗碎れ固めしその人の鳩尾に押當布りて
その上をあらと結びしめ逆さゆより引よるは腹中にある水を悉く吐くやうに
ふ臥さしき藁の火をく煖まると即活 **泡瘡洗湯** 小児の泡瘡を
その湯に浴せしめ茶湯 桃枝一本 長サ一尺五寸 桑枝一本 尺寸長 陳皮 四枚 綠豆
三枚 黑豆 三枚 椒殼 四枚 牛蒡子 四枚 紅花 四枚 右水三升入一升又煎す
小児に浴せしめ空ゆき瘡瘡の流行る瘡を浴せしめ必効あり

とけをえりて入るれば 甦生とて中山の柳子に股脚隨筆よるえたり ○
手影歳よりふりあつて誓きくばりて火を滅すと又此例よりく二月
一草木を禁んされればや生も四十餘年の今やそのく當りて
とて堂偶然なる故実よ不測の幸とて昔ならんものも免 後發の煙と
煙草の吹あつてを足りて滅とるる ○ 鄰里に失火とてん類
焼とるや不ヤをあらんよの先づ主人の脈を診てその災服れぬとえん
主人の脈後たるが如くと一老人の語りもあらん ○ 主なる人毎夜は臥房は
らんしよるとん家申を巡りて火の用心せよ戸鎖を固せよといひその
力に満ちて失火なり又盗人入らむとわくともまほくあれよとれく 懈るもの
り又毎歳節分の夜大歳の夜正月六日十四日夜酉時又井水を汲むと清
淨なる磁器又盛てそれを一盥も温むとるや又電神は供して明朝卯時
驚の井に返り入るもいその取失たむといふ忘るるをく **辟木風** 三月難

相又供たる蛤を樹の枝にやればその本木風を虫生らば **殺羽風** 鶏は羽
虱の生たるよの荊枝 四枚 防風 四枚 草烏頭 三枚 水煎しとるく 吟 鶏子
浴とれば悉その邪風を去る ○ 人家常に鰻鱧を焼ば諸虫を避 鰻鱧店よ
蠅るはのこる **治病猫** 禽獸の病はる瘵は鳥獸魚類の病はるもの
の食らるるく猫の瘵は必吐をて今 桐子子を削り 魚肉は文と 餌は昂治
亦鳥藥水と収灌之甚良と時除のり凡猫は鐵を忌りの 魚骨を飯
和と餌とて常一鐵大箸をきとればその猫瘵は 命短し **活盆樹** 鉢
栽する樹の半枯れく活かすとありてその樹を挿す土を篩りて
曝せ一日とくその根を瀾の中は浸せと一箱を挿すゆと植とを
更治六七月のころ最驗あり **除金魚虱** 金魚の瘵は身は白帯あり虱の
とるるく久しめくく 必死とてそのとれを人糞の中は漬り
とるは晒し糞を洗ひかきとるの生糞はふるく風を去る 金魚を

西園寺公朝日記傳

この書稿、果は伏見園雜太郡相川の人石井文吉、江ノ末、
 草廬を劫まうり、被う若る老狸彈之郎が、醫師の奇蹟など、
 その虚實を向ハシ、是は古老のい傳たる如く、虚説にあはる者、
 述のべ、とらひり、むとらひり、要領が東都へまねり、とらひり、
 かのうつが、とらひり、九月十八日の物ま、とらひり、被、二ツ若、
 ら、とらひり、とらひり、追加、とらひり、とらひり、
 ら、とらひり、とらひり、とらひり、とらひり、
 二冊を、とらひり、とらひり、
 種々の異聞、とらひり、又高坂彈正の怪、
 中陽軍監を、とらひり、四十歳の春二月、
 伯父の彈正、とらひり、新穂村、
 張高坂、とらひり、相川の、
 張高坂、とらひり、相川の、

儂り或ハ洪水より溝登り埋まる月のと拾ひあつて、
 疑ひを受あつと請とられ、
 多病を治すの月、
 貞室が到たる月の、
 忽よか、
 果さ、
 彼短刀、
 上俗の口碑、
 正あらぬと童子の、
 一云、
 濃を眺、
 を帯、



三ツ山

三ツ山の北に三ツ山
 松林生るる三ツ山
 三ツ山の北に三ツ山
 松林生るる三ツ山

三ツ山

羽田村より三ツ山まで一里あり
 三ツ山の北に三ツ山
 松林生るる三ツ山
 三ツ山の北に三ツ山
 松林生るる三ツ山

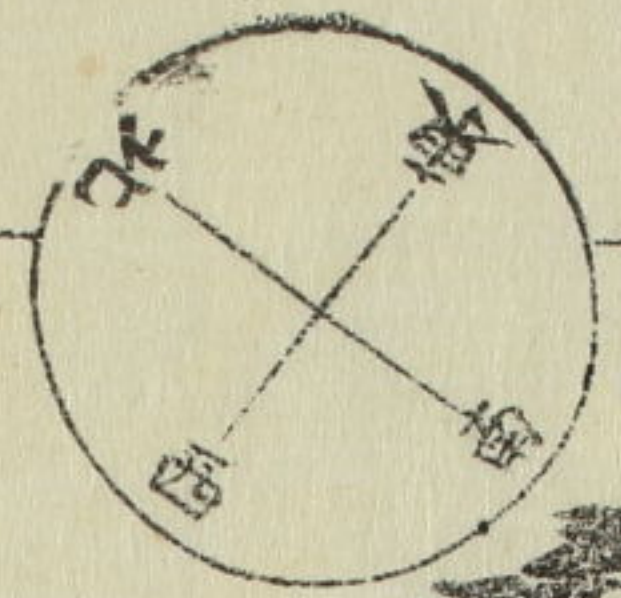
此一張文化己巳秋九月十八日
 於三岩山中平夏繪所圖也同年
 十月廿二日粟家君命撰寫之

江戸

十二月八日



三ツ山
 三ツ山
 三ツ山



三ツ山

羽田村

下戸村

此一張文化己巳秋九月十八日
 於三岩山中平夏繪所圖也同年
 十月廿二日粟家君命撰寫之

三ツ山



雨
 已
 暘
 巢
 居
 外
 蘇
 園
 炎

西
 巖
 雙
 立
 高
 共
 數
 仞
 其
 松
 柏
 森
 然
 云

畫
 印

にゆれといふ田舎のまゝに野にのびるなり

同よりつがが常一黒猫四とを畜するの猫寛政七年乙卯十月

十八日は同郷の高森佐より獲たり時よく嵐を捕るその名を野驢

と号す文化二年乙丑七月六日は老をせりしが名をたると十二年時

十三歳あり犬猫ハ五七歳まで驚きみのあれど稀に長壽のものを

りる亦りぬる戊辰年五月は孩児が畜たりしきり九月廿日はあせ

をせりし中よりあせ生べりし女児ともがら武火よめて餌の乾

しあ子死すれ八月上旬より籠に紙の掩をりて遠く火をりてせり

快晴の時ハ日は曝一夜の綿を包み餌はたうらん袋を柿をりてあれ

餌り五月月中旬より六月の田を種りて七八九月と凡六箇月ありし

りあへの最生もの菘のこころ上壽を保りしりて其寒暑より

らるるこころあるなり

三 奇異

古今俗奇と好むもの稀ともあれども北城の七奇異南海の平家蟹

海の不知火関東の富士の農男あはる常より由就とすの由就とす奇

ありとあるなり奇とて人狗の長鳴鶏の宵鳴鳥のまはるをばはる

怪と不祥と衣の飛鳥の糞を被られ帯のあつた結るあればれ

と初と吉縁とくとの不祥あつたりも悪く不祥とくは遠く山事を

招れその吉祥ありとも由祝しと吉祥とくは終りしりて手をはりて

ちれを辨むるとは怪し時あり吉時あり又土りあり凶ありはとわ

り○素舞の時鳳凰来儀と王莽が肘亦鳳凰あり正陽門の外に止る

夫妻舞の徳を慕ふるありあり鳳凰の靈瑞の鳥あり王莽が虎を暮

り其るるとは鳳凰の兇惡の鳥○周武王の九年武王紂を伐んとす

盟津より河を渡るとは流るる魚躍る王の舟より

史記周本紀注馬融曰魚者介鱗之物。其象也。白者
殺一家之正色。言殷兵衆與周之衆也。○平相國法蓋

安藝守よりしとん伊勢國安能の津よりを磯より熊野権隈へ移るる
り白魚躍るその舟より入り

清盛もつらう調味しつられも食ひ郎もあも食つらう平家物語源
平盛衰記ありえ亦新田元中將義貞朝臣越前國金崎の御執事

らる延元元年十月廿日の曙は雪霽る中舟より入りれば東宮より
親王を慰むる舟を金崎に送り義貞義助實世頼朝萬

壽樂を奏されば白魚跳るその舟より入り亦是周武の故なり稱す
あつらう義貞らつを調るめその脈を東宮に進出らう左平記よりえ

乃其の白魚の躍る武王の殷の務紂を滅し周八百年の基を
此又清盛の爲義貞朝を伐る官爵人臣のうを極めらるるを商朝の

君臣の幸なりてつらる金崎の津を攻落され東宮の自轍のひん
も是羽よりつらる討死ぬぬひんぬれば白魚の舟より入り周武と平氏

のひん吉祥なれ南朝の悪兆なり○神武天皇のあし時皇師中
つらつらんとつらりあふ山嶮絶る復行なれ道より時頭八咫鳥を

らる翔降る御道者より亦漢光武帝年九才のときその父母の王莽の
逼らるるつらる武獨脱奔んらあふ昏るわくは路より迷へ時

一黒鴉の翔るつらる御道者よりねは遠く思ふれつらるつらる
漢の瑞ある○賈誼が長沙王の傳とつらる二年の臘といふ思鳥その

余の飛つ坐隅より止るつらる鴉の鳴るつらる不祥の鳥なり賈誼既長沙
痛居るつらるつらる怪鳥を憎むつらるその壽の長わつらるつらる

鷹鳥賦をほつらるつらるつらるを鷹めたりとぞ亦東鑑に建久四年
正月五日二菰丸衛門尉祐経がかり怪鳥飛入るその早とつらるつらる秋菰の

註

雄の如く 今按てこの此鳥を今人編類書云巴蜀異物志云ト並ぶるの此慎

らん仍祈禱と云ふ事を見れば五年五月廿八日又経富士の狩倉より

祐成時致ホバ伐るの象と云ひん飲られらわ和漢その不祥なる

近衛院の仁平年間内裡に怪鳥あり源頼政朝臣勅を奉るを射

たされ保えの乱あらんとするの象ともいひり 後醍醐帝の建武元年

亦内裡に怪鳥あり隠岐二島左衛門尉廣有られを射りて南北朝と

是ありん〇〇〇練致云天一延二年四月一日南殿母屋柱

如牛云云られこの年十月廿八日は武徳殿焼亡の象ともいひん故東

鑑建曆二年四月六日將軍家御病悩而小御所

東面於柱根花開られ六箇年を狩る養久元年正月廿七

夜實朝ハ公曉に害せられありりれは祥ふありと非常の花

宝候の如く亦是草木の咲なり

千百が一を録し天変地妖も時あり奇りるるをいひのそ子思

曰。至誠之道可以前知國家物興必有預祥國家物

必有妖孽見乎蓍龜動乎四體禍福將至善必先

知之不善必先知之故至誠如神うばる人先預祥あり

善をさすりのありん先妖孽あり悪をさすりのありん禍福

吉凶のつらり招くりのありん善人もこれをさす悪人もこれをさす正人の

邪を故に怪をんても怪は史記に宋景公三箇の善言よりて災

二度を徒と云ふこれ至誠の致と云ふ致と云ふも災怒ハ宋景公と

さ出らるらど原是宋景公招くところ天変地妖をさす至至ま景公を

ま善く善くもさするを徒と云ふのあり速るる役その過を悔行を改め

徳を修めて善を積ぶ災怒二度を徒と云ふも宋景公禍あり

つる世俗の奇を好むより一小奇異をさすれば大息發る嘆疑公瑞鬼を

屠之今按楚攻宋之事有焉而屠世之事無焉此獨以父子首之故得

無一乘城軍罷圍解則父子俱視註視復明也夫禍福之轉而

相一生其變難見也近塞上之人有善術者馬無故亡

而入胡胡北人也人皆平之其父曰此何遽不為福乎居數

月其馬將胡駿馬而歸人皆賀之其父曰此何遽不

能為禍乎家富良馬其子好騎墮而折其髀人皆平

之其父曰此何不遽為福乎居一年胡人大入塞下

壯者引絃而戰近塞之人死者十九此獨以跛之故

父子相保故福之為禍禍之為福化不可極深不可

測也見千卷十八八訓

曲亭子云吉凶如糾纏福也禍也禍也福也禍也福也禍也福也

事塞翁馬推枕軒耳聽雨眠此詩也

然何者哀人一書之高谷詩の序を引て塞翁姓ハ李なりと云

傳トハ原寓言るべし塞ハ北なりと云て和歌ハ此の事なりと云

王璩囊抄云後鳥羽院義久の乱よりて隱岐國へ遷されぬ

述懐の御製 此の事なりと云て和歌ハ此の事なりと云

餘塞翁を誦る秋夫本集の事なりと云て又世俗の謗も三年の

蓋よりと云るも塞翁が故よりと云るも塞翁の倚伏を識りの大

一部の小説を作人向栄松得失の理を述べるもの公將は揚

るに似たりと云る義兵を起し平族を盡し天下の權を執り至て

吉原の事なりと云る義兵西海の軍切技君事なりと云る

は増し身を変えぬ事なりと云る事なりと云る提原が君恩を

夫小名は倚重なりと云る事なりと云る事なりと云る

夫小名は倚重なりと云る事なりと云る事なりと云る

か大鑑シヤクハ西已厄シヤクハ言シヤクハ 箕山シヤクハ八頁シヤクハ 踏馬シヤクハ水シヤクハが丹前シヤクハ艶男シヤクハ其角シヤクハが五十四シヤクハ君シヤクハ 竹巻シヤクハを四

まろりシヤクハ繡像シヤクハを 團水シヤクハが男女シヤクハ色競馬シヤクハ五圍シヤクハが京童シヤクハ以下シヤクハ我作シヤクハ不角シヤクハが古鹿シヤクハ子シヤクハホ

枚シヤクハ奉シヤクハ又違シヤクハめシヤクハと又シヤクハ能シヤクハ踏シヤクハ所シヤクハをシヤクハ由シヤクハ冷シヤクハ本シヤクハ昌シヤクハ之シヤクハ浅シヤクハ井シヤクハ了シヤクハ意シヤクハ錦シヤクハ文シヤクハ流シヤクハが

後シヤクハ著シヤクハ述シヤクハ殿シヤクハあれシヤクハもシヤクハ戯シヤクハ作シヤクハのシヤクハ才シヤクハハシヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハ殊シヤクハにシヤクハ勝シヤクハたシヤクハとシヤクハ但シヤクハそのシヤクハ文シヤクハハシヤクハ物シヤクハをシヤクハ

賦シヤクハとシヤクハるシヤクハのシヤクハもシヤクハうシヤクハがシヤクハ一シヤクハ部シヤクハのシヤクハ趣シヤクハ向シヤクハをシヤクハハシヤクハ文シヤクハ字シヤクハ舎シヤクハ自シヤクハ笑シヤクハ江シヤクハ嶋シヤクハ屋シヤクハ其シヤクハ碩シヤクハ西シヤクハ澤シヤクハ一

風シヤクハホシヤクハにシヤクハ至シヤクハるシヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハがシヤクハ筆シヤクハ意シヤクハにシヤクハ徹シヤクハひシヤクハられシヤクハをシヤクハ潤シヤクハ色シヤクハ一シヤクハ部シヤクハのシヤクハ趣シヤクハ向シヤクハをシヤクハハシヤクハ

ちシヤクハもシヤクハあれシヤクハどシヤクハうシヤクハのシヤクハ浮シヤクハ艶シヤクハ鄙シヤクハ撰シヤクハりシヤクハるシヤクハ依シヤクハ客シヤクハ老シヤクハ圃シヤクハのシヤクハ願シヤクハをシヤクハ解シヤクハりシヤクハくシヤクハるシヤクハと

らシヤクハもシヤクハそのシヤクハ名シヤクハをシヤクハ衆シヤクハせシヤクハりシヤクハ調シヤクハ高シヤクハれシヤクハばシヤクハ賣シヤクハとシヤクハどシヤクハ賣シヤクハとシヤクハいシヤクハのシヤクハ中シヤクハめシヤクハるシヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハハシヤクハ能シヤクハ踏

評シヤクハあれシヤクハどシヤクハもシヤクハ世シヤクハ俗シヤクハのシヤクハ口シヤクハ吟シヤクハとシヤクハすシヤクハるシヤクハ獲シヤクハちシヤクハ絶シヤクハるシヤクハるシヤクハ雅シヤクハ俗シヤクハ雲シヤクハ壤シヤクハのシヤクハ差シヤクハとシヤクハあれシヤクハど

張シヤクハ文シヤクハ亦シヤクハがシヤクハ詩シヤクハ文シヤクハ章シヤクハのシヤクハ後シヤクハ世シヤクハにシヤクハ行シヤクハれシヤクハざシヤクハりシヤクハとシヤクハいシヤクハるシヤクハんシヤクハ歎シヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハハシヤクハえシヤクハ禄シヤクハ六シヤクハ年

癸シヤクハ酉シヤクハ八シヤクハ月シヤクハ十シヤクハ日シヤクハにシヤクハ没シヤクハせシヤクハるシヤクハ年シヤクハ五シヤクハ十シヤクハ二シヤクハ墳シヤクハ墓シヤクハハシヤクハ大シヤクハ阪シヤクハ八シヤクハ所シヤクハ月シヤクハ寺シヤクハ所シヤクハ誓シヤクハ願シヤクハ寺シヤクハ本

堂シヤクハのシヤクハ西シヤクハのシヤクハ背シヤクハ壇シヤクハ南シヤクハ側シヤクハ之シヤクハ側シヤクハ目シヤクハのシヤクハ中シヤクハ程シヤクハにシヤクハありシヤクハ墓シヤクハ碑シヤクハハシヤクハ仙シヤクハ酷シヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハとシヤクハ大シヤクハ書シヤクハ一

えシヤクハ禄シヤクハ六シヤクハ年シヤクハ云シヤクハ々シヤクハトシヤクハ山シヤクハ鶴シヤクハ平シヤクハ北シヤクハ條シヤクハ團シヤクハ水シヤクハ建シヤクハとシヤクハ左シヤクハ右シヤクハにシヤクハ彫シヤクハ刻シヤクハせシヤクハりシヤクハ踏シヤクハ平シヤクハ水シヤクハ

ハシヤクハ世シヤクハ務シヤクハがシヤクハ才シヤクハ多シヤクハシシヤクハ團シヤクハ水シヤクハハシヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハがシヤクハ没シヤクハ後シヤクハ京シヤクハよりシヤクハ浪シヤクハ花シヤクハにシヤクハあシヤクハるシヤクハ七シヤクハ年シヤクハのシヤクハ篇シヤクハ

菴シヤクハをシヤクハ成シヤクハるシヤクハるシヤクハ名シヤクハ残シヤクハ友シヤクハのシヤクハ序シヤクハにシヤクハえシヤクハたるシヤクハ亦シヤクハ世シヤクハ務シヤクハ彼シヤクハ者シヤクハ樓シヤクハとシヤクハいシヤクハるシヤクハ冊シヤクハ子

よシヤクハそのシヤクハ肖シヤクハ像シヤクハをシヤクハ画シヤクハれシヤクハ辞シヤクハ世シヤクハのシヤクハ獲シヤクハちシヤクハをシヤクハ題シヤクハりシヤクハをシヤクハ墓シヤクハ寫シヤクハとシヤクハいシヤクハるシヤクハ好シヤクハむシヤクハのシヤクハ

一シヤクハ癖シヤクハのシヤクハもシヤクハ件シヤクハのシヤクハ冊シヤクハ子シヤクハハシヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハがシヤクハ送シヤクハ葉シヤクハあるシヤクハをシヤクハ江シヤクハ戸シヤクハのシヤクハ書シヤクハ林シヤクハ志シヤクハ村シヤクハ孫シヤクハ七シヤクハとシヤクハいシヤクハる

りのシヤクハ浪シヤクハ速シヤクハのシヤクハ書シヤクハ肆シヤクハにシヤクハ就シヤクハきシヤクハるシヤクハとシヤクハえシヤクハ禄シヤクハ七シヤクハ年シヤクハ甲シヤクハ戌シヤクハのシヤクハ二シヤクハ月シヤクハ下シヤクハ旬シヤクハにシヤクハ彼シヤクハ者

とシヤクハいシヤクハるシヤクハはシヤクハしシヤクハりシヤクハるシヤクハ送シヤクハ行シヤクハとシヤクハいシヤクハるシヤクハ法シヤクハ水シヤクハがシヤクハりシヤクハあシヤクハるシヤクハもシヤクハ書シヤクハ肆シヤクハがシヤクハ後シヤクハ序シヤクハのシヤクハもシヤクハいシヤクハる

そのシヤクハ肖シヤクハ像シヤクハのシヤクハもシヤクハべシヤクハしシヤクハ又シヤクハ巻シヤクハ尾シヤクハにシヤクハ如シヤクハ負シヤクハ幸シヤクハ方シヤクハ萬シヤクハ海シヤクハ信シヤクハ德シヤクハオシヤクハ丸シヤクハ宗シヤクハ水シヤクハホシヤクハがシヤクハ追シヤクハ善

のシヤクハ獲シヤクハちシヤクハをシヤクハ載シヤクハしシヤクハ江シヤクハ戸シヤクハ俳シヤクハ諧シヤクハ師シヤクハ不シヤクハ知シヤクハ作シヤクハ者シヤクハとシヤクハ題シヤクハしシヤクハてシヤクハ別シヤクハのシヤクハ八シヤクハ句シヤクハをシヤクハ附シヤクハ録シヤクハをシヤクハ江

戸シヤクハのシヤクハ書シヤクハ肆シヤクハがシヤクハもシヤクハくシヤクハとシヤクハ送シヤクハ稿シヤクハをシヤクハとシヤクハくシヤクハ板シヤクハせシヤクハりシヤクハまシヤクハるシヤクハ當シヤクハ時シヤクハ西シヤクハ鶴シヤクハがシヤクハ戯シヤクハ作シヤクハの

せシヤクハよシヤクハ行シヤクハれシヤクハるシヤクハもシヤクハあシヤクハるシヤクハるシヤクハ作シヤクハ者シヤクハハシヤクハ名シヤクハのシヤクハたシヤクハりシヤクハ書シヤクハ肆シヤクハハシヤクハ利シヤクハのシヤクハたシヤクハりシヤクハ也シヤクハと

一時シヤクハありシヤクハ此シヤクハもシヤクハ亦シヤクハ一時シヤクハありシヤクハ

この像の西鶴ひが櫻園の暮寫



○羽川珠重ハ武藏國埼玉郡川口村の人也三同と号本姓ハ真中氏也

稱を大田辨五郎といふ大田川口村の舊名然重ハその画名也父ハ

障ハ直知子ハ祖父のたより叔父より弱官より江戸より來りて画を

まゐりて祖身居清信を師とて後ハ羽川より總國葛飾郡川津向の御士孫

浪氏の家ニ往き孫浪氏ハ妻ハ生涯娶らば仕られども其武を捨

て只画を以て旦暮ニ給へ享保ニ至りてまゝ行つて海節用

其の餘珠重の續像をる冊子今罕く傳へらる老實ありて言行

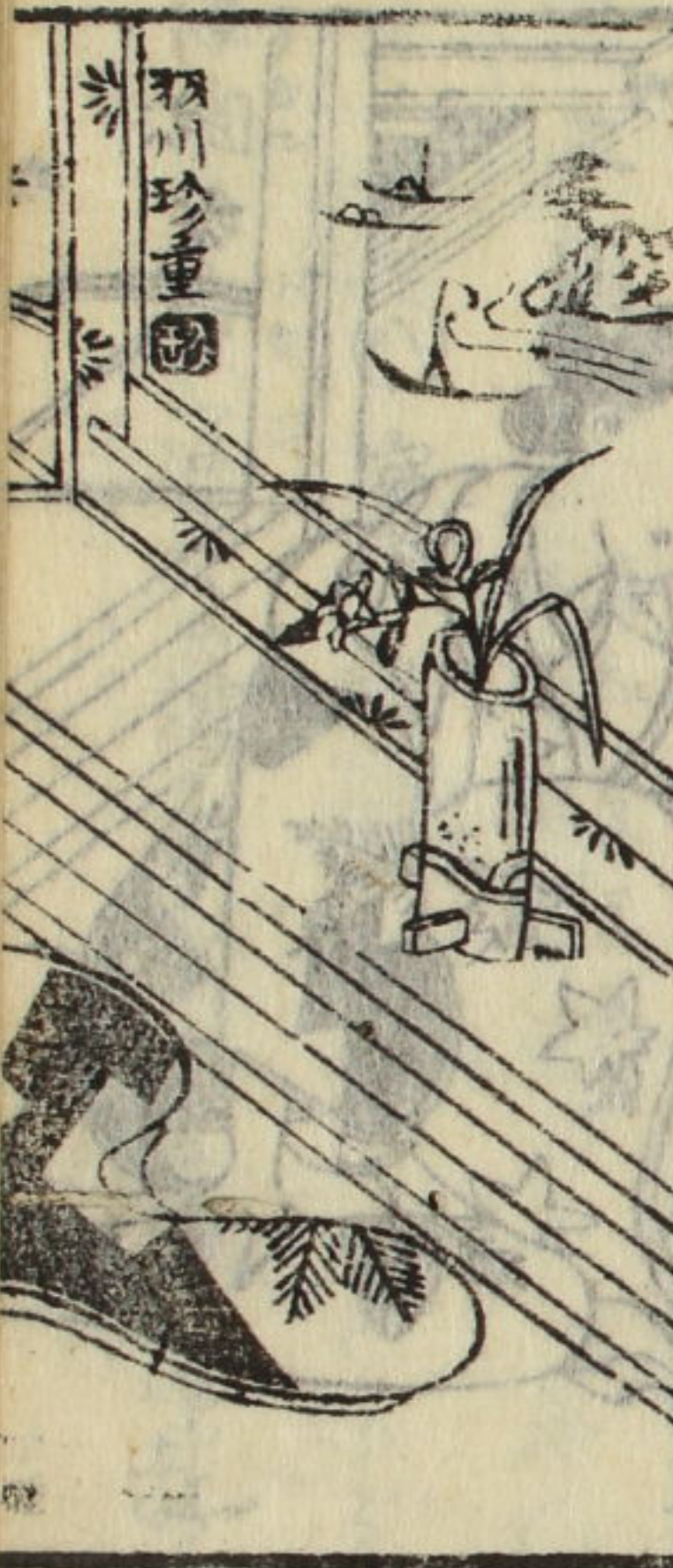
を慎みて山瓶水といふとも肩

衣を脱てあられハ浮世繪師

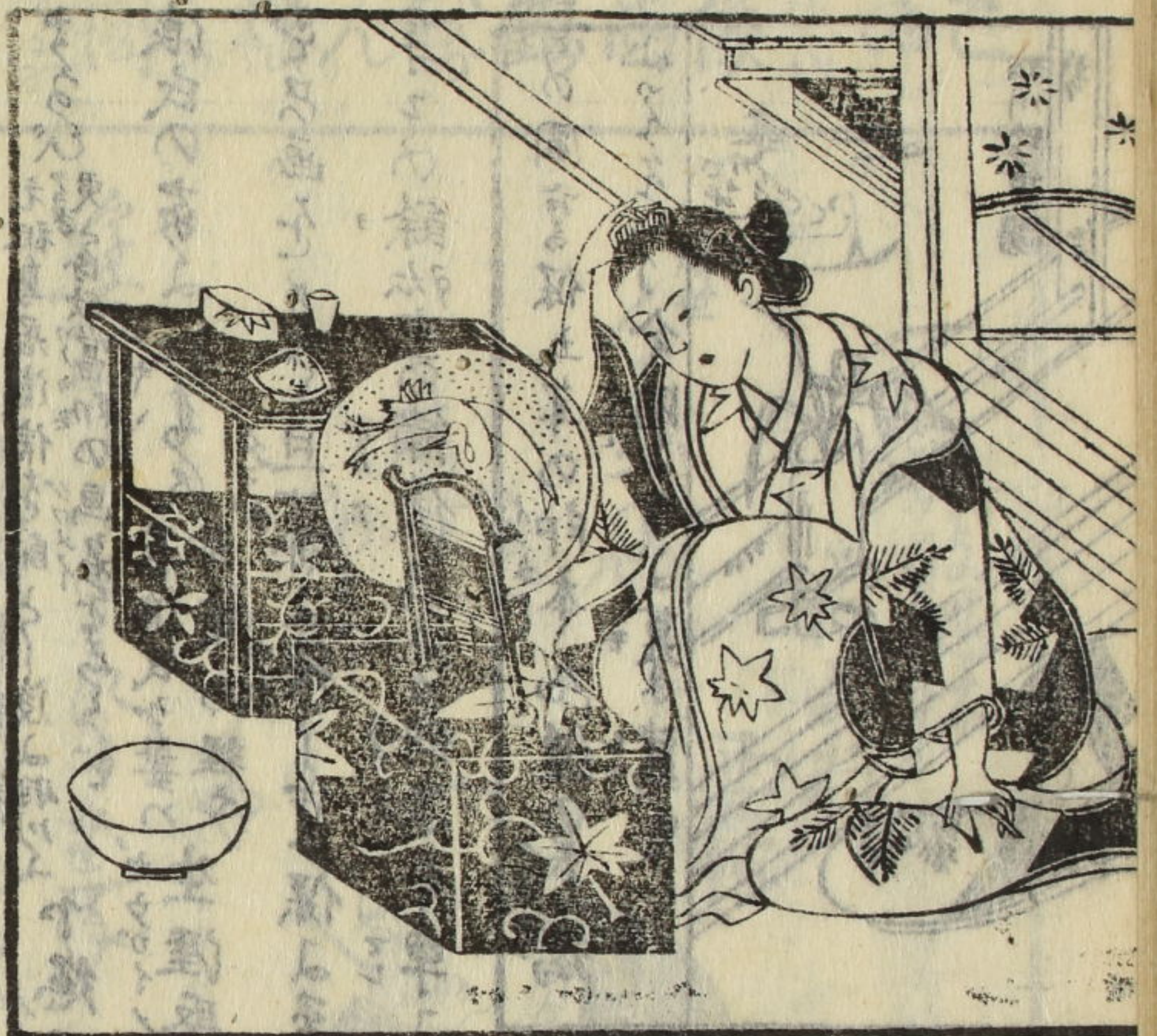
といふ稀なる人物なりといふ人

嘆賞せざるありといふれ手

ありん書肆某甲珠重



羽川珍重



志画よわりの日ハ秋葉伎の画看板と共ども辞さるるに
 羊又及る自画の繪馬を故御川口ある稲荷五社へ奉納一又とら

たりと今より衣食住を
 吾橋より居を近隣に
 うり蔵板の繪を画に
 多のれめと町噂は羨むも
 此重絶つうけりど負士の
 常人よ恵を受つるのん
 をするこれの五斗米の形
 腰を折るを願ひ泥て足
 少口を鯛んとを巻を丹の

肖像を画れ小引一卷を自記と嫡姪恒直が二郎よとらた
 像と小引の定子係りて焼亡繪馬のそんまありとら
 一とらあつ二同宣觀居士と法号一宝曆四年七月廿二日川津
 の御孫浪氏の前病を辞せたりのり
 享年七十餘歳江戸下谷池の瑞東圓禪寺に終る

實語教 羽川珍重家譜

堅光 慶長十七年壬子十一月四日没
 實永十二年乙亥
 利直 實文十年庚戌 二月二十二日没
 直知 享保三年戊戌 四月朔日没
 堅統 實永四年丁卯八月 二十一日先父而没
 直知 享保三年戊戌 四月朔日没

俗向の童子亦讀ありはまる實語教といふもの空海の作るなり

説めれども性灵集などいふ似るべし由あり抄記のあらは法法の

著を完編するも法所の綴りうらんされし書の世は行れく人

膾炙するものありなりそのより長門卒の平家物語八の上冊山門

が変へりといふ所よりええうを抄録し

山門の書はしるべ南都の大衆坐主經一卷實語教一卷を作し

根本中堂は送を置云云首箇の支

實語教とて巻

ありのどきいん人の室

恥せられ萬代のとて

徳をたれ一生のいんら

四大日くるり抄とて

つがゆる書と読も書

眼を除く夜弁を好む

四所の船よそのうと

新君の太孝を

又母堂よりむりり

多きおのよりと

一葉佛ののりて

二宮のわりとあつ

三井の堂舎を焼て

四海の少くを

大まははる思ひ

ムゲ ヲチ コト

命終れども其は滅す

恥をたれりて愚人と

正しく夜をこし

學問とて

飢をまじく味を

海陸の道を得

舟のよあつと

本石の異

あは畜生

妻子のよ

命終るも忘却

一文不通の

二めあつた

三のくほ

四つをを

五道生死の

六 六つんびくのすげふま

七 七社の神輿をあらとを

八 八字のめざとをあらとを

九 九重のさくさくするをあらとを

十 十種供養のつらふをあらとを

百 百粒のつらふをあらとを

内 内命項禮平好軍

生 生々々々々々々々々

又 又々々々々々々々々

心 心法所をあらとを

これ 此の源之位の道

い いろはせり後々々々々

六 六波羅のつらふをあらとを

七 七道諸國のつらふをあらとを

八 八講のつらふをあらとを

公 公卿せんがつらふをあらとを

十 十方せうのつらふをあらとを

あ あはれ供をあらとを

臆 臆病いとの氣武をあらとを

在 在所のつらふをあらとを

心法所をあらとを
これ此の源之位の道
いいろはせり後々々々々

平 平蓋要記のつらふをあらとを

同 同よりのつらふをあらとを

則 則筆墨手習のつらふをあらとを

入 入本道うとつらふをあらとを

九 九 戒未也

我 我末也未末不々

城 城有 一 猾賊 每 盗 人家 物 去 必 用 粉 書 其 門 曰 我 未 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

我 我末也未末不々

城 城有 一 猾賊 每 盗 人家 物 去 必 用 粉 書 其 門 曰 我 未 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

也 也 一 至 其 所 患 者 多 官 府 莫 能 論 捕 忽 干 偵 卒 獲 之 下 獄 賊 狂 獄 久 厚 結 納 獄 卒 每 殺 獄 卒 某 處 埋 有

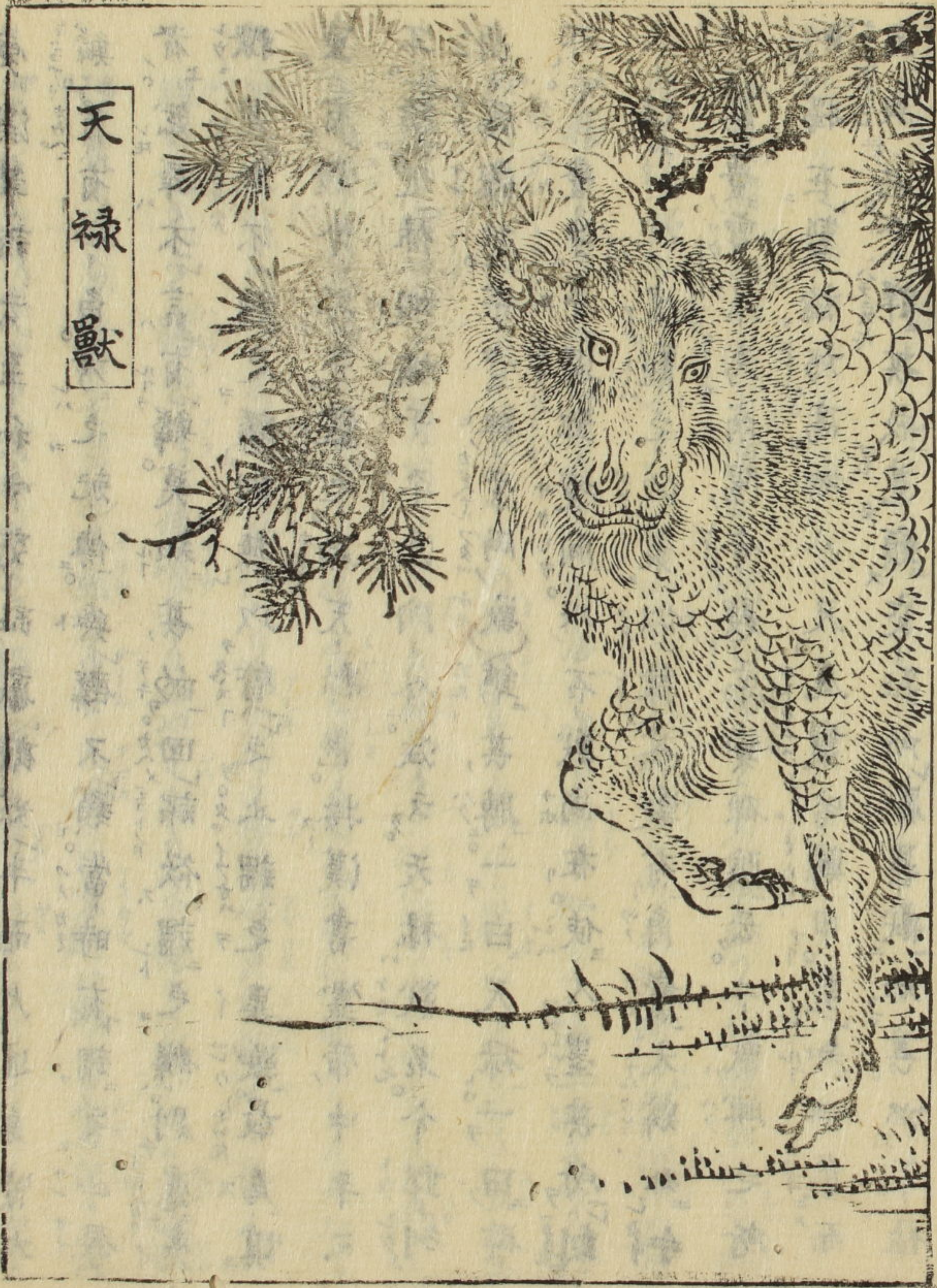
金一室若干。卒如其言。果獲。遂將金市。肉與之。醋飲。詰之曰。今夕少寬。片一時。与子出獄。五鼓便歸。決不相累。卒聞言。愕然。但受其賍。不當阻也。得寬縱之。遂踰牆而出。逼城復被盜。其門各書曰。我末也。至五鼓。果回獄。中來見賊。歸大喜。賊曰。我生矣。明日有司以圖。朝。史曰。我末也。尚在。何將此。人抵死。遂加以犯。夜。之。釋之。以見知。猾賊之志。之。狡也。との。原小説。よ。出。た。す。類書纂要。引。との。書名を。奉。べ。られ。明人の。癖。なり。且。その。書。多。く。小説を。收。む。を。り。と。行。れ。る。故。亦。東。鑑。天。福。二。年。三。月。十。日。記。云。去。二。月。比。南。都。天。狗。視。恠。一。夜。中。於。入。家。十。餘。字。書。三。字。未。未。不。云。云。非。短。慮。之。所。覃。尤。為。奇。恠。曲。直。字。云。唐山抗城の賊。ハ。人家の。門。に。我。末。也。と。書。天。朝。南。都。の。城。

怪ハ人の戸毎又未未不と書里天比の岡りれの処より對する多しあり
よりりてとよ記し

⑩ 天祿獸

天祿辟邪ハ靈獸なり。其角のツマを天祿と。角のニツマを辟邪と。其
と孟康ハ。其王者の通儀。と。然。ハ。天。少。又。福。を。い。ふ。と。り。説。わ
る。沈。知。天。朝。田。融。院。即。佐。元。年。又。天。祿。と。改。ら。れ。た。る。や。天。祿。の。ハ
天。鹿。也。作。唐。山。の。も。も。の。形。狀。定。ら。る。と。い。ひ。故。揚。州。修。ハ。あ。ま。り。と
蝦。蟇。の。方。れ。る。の。と。と。い。ひ。今。も。稀。く。その。圖。を。い。ふ。と。頭。ハ。獅
子。又。似。く。角。ニ。ツマ。を。身。ハ。象。又。類。く。肉。甲。有。ら。れ。も。又。怪。也。り。天。祿。を
牛。又。類。く。牛。より。も。大。き。く。一。角。も。大。き。く。大。なる。鱗。あり。予。と。い。ふ。人。の。あ
る。と。り。と。金子。老人の。筆。を。借。り。新。よ。その。圖。を。ほ。く。と。併。し。右。記
を。致。證。と。或。ハ。これ。又。廣。義。ら。ん。り。と。録。し。て。り。と。博。物。の。君。と。笑。の。り

天
禄
獸



天禄

馬河一悔りたりの人其よりをいひ又これを誠りと戦ふなりと云く
一聖の教を忘るるも愚れざる移りての宵戌の時小田は着
ぬ小田の戸の港にあらば文字あり才人あり長邊節良所又遇ひ書は
ふ鳥氏山の鹿の声を居るをいひと夜はほの猿の枕を敲き荒磯
ら浪の鼓新野のわらわの松の琴とて腸を刺とみなりを果すと配下の
のをアんとゆめえり辭言由世を捨しつるつてのたしや田より一里ありの田舎
ら蓮臺寺村は温泉あり近屬湯本は水と道よりけりてとて駿河守
老人は誘ひれぬる浴とてその湯のきりあつてゆきつる物よりいふ
温煮の芋一種と根根の妙は饗へたりありとて殊るは近鄙ありは
さしりぬもいをり土人寒梅と云ふと下田より五里の山中は冬花さく桜や
藍玉とて妙は下田より二里頼政の室葛蒲前の石墳あり龜山の儒生

山氏そのを記して墓碑を建てを亦越後も葛蒲前の石墳ありといふ
後名寄つたえたる葛蒲前のゆふの愚考あれと今とて贅せば長鶴石
の眺望は丹後の宮津久世彼の文殊堂も似たり石の形は立指
を象りてその名はつたりん今とて道はあつたぬふの二ツ損とて青
嶋弘法大師の手形ありとれは財とて予曩は墨本一幅を購ひて是
嶋嶋風土記は照りみれば彼青嶋はありといふ弘法の手形あり海嶋風土記
は云青嶋は方れあり沈ありとのほり沈の澤と唱ふ如し南の方置
の小社のりて空海の造りたる辨財天を安置とてその像を漆せれば長
一尺有餘幅は七八寸あり厚は一才ありあり古尾舟の揚の女は座
像の辨天并は十五童子を彫刻し裏よりを押し入れし跡ありて指の小
鮮明よりえたるその文字をたの如くとて安置の末歴は詳なりと
之をわれば下田の跡院の海岸の細すまの形あり石ありとて

日本紀 允恭紀イニケウよりなる阿波の男狭磯ヲサシが身を憊ウツせりたる事近曾山チカソノヤマ

海名産聞會ウミナマツルミといふ所の由もあらずる世俗セソクをさくちたり今按イマアヒまらざる

の殊タマをさくちり異國イコクより南村ナムラ輟耕録テウケンロク云、廣東采珠之人カントウサイジュノヒト懸

組クミ于腰ウシロ沈シヅ入海ウミ中良久得珠ナカニシテ撼ウツ其組クミ船上フネノウヘ人攀ヒイテ出デ之

葬ムスビ于龜鼈カメ蛟龍ウツクシ之腹ハラ者ヒト比比有焉ヒトヒトニ焉名曰ナニトイフ鳥蟻ウツクシ戸蟻ウツクシ音

但タ云イハレあれば猿樂サマシの作者ウツクシハ男狭磯ヲサシなりと輟耕録テウケンロクの説セツを取トリて海士ウミシの

謳曲ウタを作ツクれり云々イハレ又田タノの近浦チカウラ馬良ウマノリ大淵オホスより童子コウジホ十五歳トウジラ以

小八九歳コハチヤウジより四人ヒトヤを一隊ヒトタビとす浪舟ナミフネを操アヤツり乱杭ランガキのト海ウミ中ナカよりノ

る巖イハの向ムカヒを自在ジザイに漕カウ繞マユらりり拘ツクリする形勢ケイセイ同ドウを驚オドロカし膽イモを冷ヒヤや

とつとつイトケキ知チ稚チより水スイ煉レンどセリカイ生涯セイメイ身ミを一イチ葉エフとすソノソノソノソノソノ

を行ツキくツキづれの年オホスより大淵オホスより江戸エドへ推送オモセする事コト榮螺エノを積ツミたる

舟伊東崎フネイノサキより暴風ハヤシより舟フネはタチトコロ反覆ウラガヒりりウラガヒを楫取サシ入イるイる

舟フネはヒキ引ヒキ起オコしヒキ刺波サシの底ソコに沈シヅせりシヅたるシヅ榮螺エノを悉シツ拾シツひシツ

驚オドロのオドロ舟フネはツミ積ツミのツミりツミとツミそのツミたツミれツミ又ツミ大オホ江エ戸ドありエド日本橋ニッポンバシへ漕カウらエドりエド

ある水ミヅ煉レンの達者トウサも亦モ時トキと志シく水ミヅ艱ケンをエ脱ダツきエ予コノが田タノはツミ積ツミり

前サキの年トシ伊勢イセの鳥羽トバより輕節カフネを積ツミのツミかツミ江戸エドへ推オモせりオモとオモ楫取サシ八

人ヒト乗ノリりノリけるノリ私シ石イシ郎ラウ権現ケンゲンのノリりノリ長ナガ鶴ツルの鼻ハナはノリ歌ウタりノリ暴風ハヤシ暴雨ハヤシ裂ツレ

るツレ憑ツレるツレるツレ二ニ條ニのツレ纜ワタ二ニ條ニのツレ纜ワタ難ナシたツレを岸キよりツレ人ヒトをツレとツレあツレれツレと

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

るツレ舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

舟フネはツレ引ヒキ起オコしツレ一件イツペンの舟フネはツレ乗ノリりツレのツレ事コト壯サカシあるツレ男オトコもツレあツレりツレ只オノ一人ヒト老

より山が遠く入りてついでついでと回つて天城山を越えんとて茶ふりと逢ふれば

小橋は火鍋のあつた湯が暖のちと口をくぐり

梨本村の宿より田より五里あるは日の高々と天城山六里を越

つたれ草鞋と捨足履はくや田より傳へてあれるをこぞ入り

ら必天城山の麓より入るの十ヲころもあつて糸束の翠竹より旅宿

のひらひらする圓通堂ありてそのほらうの墓所あり日入りてそぞの物

つらぐ枕よとて虫のさの懸ひつた夜もあつた夜もあつた

お観音堂のうらな証の音をきりておぼろけの御のまゝとあひつてま

るもく讀よつたはついでついでとあつた故々のまねがくの家をさか

と解するは何ともあつたのちと旅宿の婦がまゝ糠をこねる飯の大

なるを二ツ紙よつてとて昼餉の料をこねて行囊に入れ御茶者

を清く天城山を越え六里の山中人煙をきくとおぼろけの竹林より

の客より足をとる運ぶの比僅に二三尺より砂石碌くくと石傍の

登ると二里を登ると御導者えんてついでついでと湯が暖く入る

鞋を齎しぬるやと問ふその準備せしむるはと問ふと限る

こふまゝの山より草鞋を踏きしぬるは踏足き登るのめど

らまゝ樵夫が草鞋を二面裁は換ふる旅客の樵夫が草鞋を賣ると

その日の活業をせしむるは二面裁を換ふる由賣るといふ

こま鞋を踏きしぬるは二面裁を換ふる由賣るといふ

息を吐きしぬるは湯を飲めぬるは蛇毒をせしむるは石湯を掬

ふ風を建てるは喘く項を登るといふは甚狭く僅に席八九枚を布

へし石より握飯をとり食ふは咽喉を潤むといふはあつた

田のついでついでついでついでついでついでついでついでついで

より山を越るといふは七月のついでついでついでついでついで

